**平成２９年（フ）第３号**
新潟県三条市条南町16番８号
債務者　北神　大輔
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
新潟地方裁判所三条支部

**平成２８年（フ）第１０１号**
岐阜県多治見市白山町３丁目104　メゾンド絵志野306、住民票上の住所岐阜県多治見市虎渓山町５丁目38番地の４
債務者　村上　純也
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２８年（フ）第１０２号**
岐阜県多治見市上野町３丁目86番地の２
債務者　鈴木　龍雄
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２８年（フ）第１０３号**
岐阜県多治見市上野町３丁目86番地の２
債務者　鈴木　孝子
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２９年（フ）第１号**
静岡県沼津市西椎路501番地の９　小野方
債務者　渡邉　詩織
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２９年（フ）第１８号**
大阪府松原市天美南２丁目124番地の23
債務者　三田村裕己（旧姓古家）
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第４４号**
大阪府南河内郡河南町大字神山486番地の19
債務者　杉本　偉早
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第４５号**
大阪府南河内郡河南町大字神山486番地の19
債務者　杉本　優弥
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第４７号**
堺市堺区北庄町１丁５番27―201号
債務者　石塚　勇雄
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第７０号**
堺市南区茶山台２丁３番１―924号
債務者　川﨑　永嗣
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第７３号**
堺市南区鴨谷台３丁３番３―314号、前住所大阪府和泉市いぶき野３丁目５番12―205号
債務者　北野　浩美
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第７６号**
堺市北区北花田町３丁37番地８　ステージ村田Ⅰ―211号
債務者　久保　佳範
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第５号**
山口県宇部市松山町３丁目８番６―101号、従前の住所山口県宇部市大字小串1664番地
債務者　堂端　幸治
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
山口地方裁判所宇部支部

**平成２８年（フ）第１０５号**
岩手県北上市下江釣子11地割31番地２
債務者　千葉　国明
1　決定年月日時　平成29年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２９年（フ）第５号**
岩手県花巻市高木第19地割87番地１　コーポ伊藤Ⅱ201号
債務者　神山　　満
1　決定年月日時　平成29年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２８年（フ）第１９６号**
富山市掛尾町478番地　ＲＯ―ＬＥＸⅢ101号
債務者　谷口　博之
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
富山地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第６号**
富山市千成町34番37号
債務者　出町　義弘
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
富山地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第２３号**
兵庫県宝塚市売布ガ丘15番７号　売布ガ丘スカイハイツ201、前住所愛知県豊田市立岩町アラタ10番地１　加茂ゴルフ倶楽部寮10号
債務者　小畑　博嗣
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係